

老人クラブ補助金交付申請書

令和8年4月1日

（提出先）
川越市長

クラブの名称

〒350-

代表者住所 川越市

代表者氏名

電話番号

令和8年度において、老人クラブ補助金の交付を受けたいので川越市補助金等の
交付手続等に関する規則第4条の規定により申請します。

補助金申請額 _____円

会員数 _____人（男_____人 女_____人）

（添付書類）

1. 令和8年度事業計画書（別添のとおり）
2. 令和8年度収支予算書（別添のとおり）
3. 会員名簿（別添のとおり）
4. 会 則（別添のとおり）
5. 老人クラブ補助金振込先金融機関指定届出書（別添のとおり）

1～4は令和8年度総会資料のとおり（別紙）

令和8年度収入支出予算書

2. 支出の部

(単位:円)

科 目 (事業名)	本年度予算額	説 明
1. 友愛活動	計	
内 訳	①	
	②	
	③	
2. 社会奉仕活動	計	
内 訳	①	
	②	
	③	
3. 地域見守り活動	計	
内 訳	①	
	②	
	③	
4. 教養講座	計	
内 訳	①	
	②	
	③	
5. 健康増進	計	
内 訳	①	
	②	
	③	
小計(1+2+3+4+5)		
6. 運営費	計	
内 訳	①会議費	
	②分担金支出	
	③慶弔費	
	④雑費	
	⑤印刷代	
7. 予備費		
合計(1+2+3+4+5+6+7)		

会員名簿

枚目

令和8年4月1日現在

氏名	性別	生年月日	住所	役職名	電話
55人					
60人					
65人					
70人					
75人					

総会員数 _____ 人 (男 _____ 人 女 _____ 人)

会 則

第1条 本会は、_____と称する。

第2条 本会会員は、原則として_____内に居住する60歳以上の者とする。

第3条 本会の事務所は、_____に置く。

本会は、老後の生活を健全で豊かなものとし、併せて会員相互の親睦を図り福祉の増進に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の健康生活に関する事項
- (2) 会員の福祉増進に関する事項
- (3) 会員の相互の融和親睦に関する事項
- (4) 会員の教養娯楽に関する事項
- (5) その他必要な事項

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は_____年とする。補欠によって選出された役員の場合は、残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

会 長 _____名 副会長 _____名 理 事 _____名

会 計 _____名 監 事 _____名

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し各会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 会計は、本会の経理を担当する。
- (4) 理事は、理事会を組織し業務を企画、会務の運営に関する事項をつかさどる。
- (5) 監事は、本会の経理会計を監査する。

第7条 本会は、年1回総会を開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定及び改正
- (2) 役員を選任
- (3) 収支予算及び決算
- (4) その他重要と認められる事項

第8条 総会の決議は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

第10条 本会の会費は、月額_____円とし、年____回これを徴収する。

第11条 本会の経理は、会費、助成金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

第13条 この会則の施行に関し必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

この規約は、_____年_____月_____日より施行する。

